

1 意見募集の趣旨

「古物営業法の一部を改正する法律」（平成30年法律第21号。以下「改正法」という。）の一部の施行等のため、「古物営業法施行規則」（平成7年国家公安委員会規則第10号）について所要の改正を行うに当たり、広く一般から意見を募集するもの。

2 期間

平成30年7月23日（月）から8月21日（火）までの間

3 概要

- (1) 法第14条第1項ただし書に規定する仮設店舗における古物の受取に係る日時及び場所の公安委員会への届出については、仮設店舗を営む3日前までに行わなければならないこととする（第14条の2関係）。
- (2) 法第6条第2項に規定する古物商等の所在が確知できない等の場合における公告については、官報により行うこととする（第4条の2関係）。
- (3) 法第4条第3号に規定する「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」を定めることとする（第1条関係）。
- (4) 改正法全面施行の際に改正後の古物営業法の規定による許可を受けているものとみなされるために、改正法全面施行前に古物商等が改正法附則第2条第1項の規定により行う公安委員会への届出については、主たる営業所等の所在地の所轄警察署長を経由して行うものとする（附則第2項関係）。
- (5) 相手方の確認方法として、以下の方法を追加することとする（第15条第3項関係）。
 - ア 次のいずれかの措置を講ずるとともに、相手方の住所に宛てて、配達記録郵便物等で転送をしない取扱いをされるものを送付し、その到達を確かめる方法
 - (ア) 異なる身分証明書等の写し2点又は身分証明書等の写し及び公共料金の領収書等の送付を受けること
 - (イ) 古物商が提供するソフトウェアにより撮影させた身分証明書等の画像又は身分証明書等のICチップ情報の送信を受けること
 - イ 古物商が提供するソフトウェアにより撮影させた容貌の画像と身分証明書等の画像又は身分証明書等のICチップ情報の送信を受ける方法
- (6) 帳簿の様式の備考での取引した古物の特徴の記載例として、自動車に関するものを規定することとする（別記様式第15号及び第16号関係）。
- (7) その他所要の規定の整備を行うこととする。

4 施行期日

改正法附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日

公安委員会
説明資料No. 2

殉職事案の発生について

平成30年7月19日
首席監察官

1 殉職警察官

広島県 警察署

(歳)
(歳)

2 事案概要

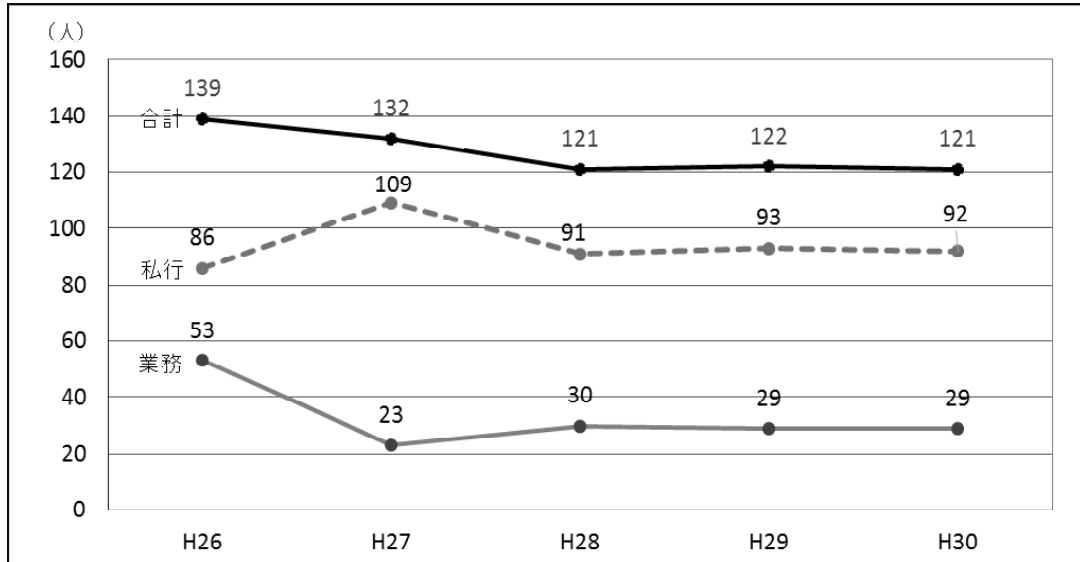
7月6日(金)、勤務先である 警察署から車両で帰宅途中、広島市安芸区矢野町において土砂崩れに巻き込まれ、その被災者の避難誘導に当たっていたところ、午後8時頃、別の土砂崩れに巻き込まれ、

は同月16日(月)、 は同月17日(火)、それぞれ同町内にて発見されたもの。

3 関連事案

7月6日(金)、 が、災害対応のため、自宅から職場に向かう途中、土砂崩れに巻き込まれ、殉職。

1 懲戒処分者数の推移（上半期）



2 事由・処分別

(単位：人)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
職務放棄・懈怠等	2		2		4(± 0)
被疑者事故等		1	1		2(± 0)
情報管理・取扱不適切			1		1(± 0)
職権濫用・収賄供応等		1			1(- 2)
犯人隠避等		1	1		2(+ 1)
公文書偽造・毀棄、証拠隠滅等		1			1(-11)
物品管理不適切等					0(± 0)
その他の勤務規律違反等		3	3	2	8(+ 3)
暴行・傷害等	1	2	4		7(± 0)
窃盗・詐欺・横領等	4	5	19	1	29(+ 4)
交通事故・違反	7	7	6	2	22(+ 3)
異性関係	8	10	21	3	42(+ 3)
その他の法令違反等		1	1		2(- 2)
監督責任					0(± 0)
計	22 (+10)	32 (-3)	59 (+3)	8 (-11)	121(-1)

※ () 内は前年同期比を示す。

1 監察実施項目

組織的な健康管理施策の推進状況

2 監察実施結果

(1) 健康管理施策推進体制の適正な整備及び強化の推進状況

- 医師、保健師、臨床心理士等の新規委嘱や増員により、体制の増強が図られている。
- 安全衛生に関するセミナーへの参加等、保健師、臨床心理士等が研修を受ける機会の確保が図られている。

(2) 生活習慣病予防対策の推進状況

- 職員の健康診断等の受診状況が本部健康管理担当課により一元的に把握され、未受診者への受診勧奨が繰り返し行われているほか、指定日以外の受診機会の提示がなされている。
- 健康診断の有所見者等に対して保健師による個別面接が行われ、生活習慣の改善等について具体的な指導がなされている。
- 年代や健康診断の所見に応じ、選定された対象者に対して、食生活の見直しや運動習慣の定着を促す取組が行われているほか、職員を広く対象とした運動を促す企画等が実施されている。
- 各府県の実情に応じ、労働安全衛生法令に規定されている項目以外の項目についても、健康診断が実施されている。
- 一部の府県では、職員が自身の健康診断の結果について、経年変化等を含め、いつでも容易に確認できるようになっている。
- 喫煙者を対象とする研修や禁煙の動機付けとなるイベント、若手職員を対象とする喫煙防止のための研修等が実施されているほか、喫煙が可能な場所の縮減等が行われている。
- 飲酒に係る有所見者に対する指導・カウンセリングが行われているほか、一部の府県では、自身の体質把握のためにアルコールパッチテストが行われている。
- 節度ある飲酒に資する具体的な留意事項について職員間の共有に努めている。

※ 一部の府県に対し、飲酒に係る取組の更なる充実について指導した。

(3) 心の健康づくり対策の推進状況

- 部内の各種相談窓口のほか、部外の精神科医等の相談窓口を設け、これを周知するなど相談しやすい環境作りに努めている。
- メンタルヘルス不調の予防や発生時の適切な対処のため、所属長等を含め、役職や年齢層に応じた研修が行われている。
- ストレスチェックの集団集計結果を活用して、職場環境改善が図られている。
- 一部の府県では、ストレスチェックの実施と自身の結果の確認が、いつでもシステム上でできるようになっているほか、高ストレス者に対し、医師等から面接の勧奨が直接なされている。

※ 一部の府県に対して、ストレスチェックの趣旨の周知に更に努めるよう指導した。

公安委員会 説明資料No. 5	平成30年上半期における刑法犯 認知・検挙状況について【暫定値】	平成30年7月19日 生活安全企画課 捜査支援分析管理官
--------------------	-------------------------------------	------------------------------------

1 刑法犯認知・検挙状況

	H 30. 6末	H29. 6末	増減数	増減率 (%)
認知件数	398, 615	450, 669	-52, 054	-11. 6
検挙件数	152, 799	161, 178	-8, 379	-5. 2
検挙人員	100, 579	105, 694	-5, 115	-4. 8
うち少年の検挙人員	11, 689	13, 253	-1, 564	-11. 8
うち65歳以上の検挙人員	22, 462	23, 504	-1, 042	-4. 4
検挙率 (%)	38. 3	35. 8	2. 5 ポイント	

※ 検挙人員の年齢は、犯行時の年齢による。

2 主な特徴点（別紙参照）

(1) 認知状況

- 平成30年上半期における刑法犯の認知件数は39.9万件で、戦後最少であった29年（91.5万件）の上半期（45.1万件）を更に下回った。
- 人口（※）千人当たりの刑法犯の認知件数は3.1件で、戦後最少であった29年（7.2件）の上半期（3.6件）を更に下回った。
- 重要犯罪を構成する罪種の認知件数は、略取誘拐・人身売買を除き過去5年間で横ばい又は減少傾向にあるが、本年上半期は、放火及び強制わいせつを除き前年同時期比で増加した。
- 認知件数全体の7割以上を占める窃盗犯は、本年上半期も前年同時期比で11.6%減少しており、近年の減少傾向が継続している。
- 過去5年間で増加傾向にあった詐欺は、本年上半期は前年同時期比で11.6%減少した。内訳をみると、売り付け及び振り込め詐欺が前年同時期比でそれぞれ18.1%、7.2%減少した。

※ 人口は、平成29、30年ともに総務省人口推計による平成29年10月1日現在の総人口。

(2) 検挙状況

- 刑法犯、重要犯罪及び重要窃盗犯の検挙率は、いずれも平成10年代半ば以降上昇傾向にあり、本年上半期も前年同時期比で全て上昇した。
- 平成30年上半期における重要犯罪の検挙率は約8割（83.5%）で、重要窃盗犯の検挙率は約6割（59.1%）であった。
- 振り込め詐欺の検挙人員は、本年上半期も前年同時期比で27.7%増加しており、近年の増加傾向が継続している。また、刑法犯全体では少年の検挙人員が大幅に減少しているのに対し、振り込め詐欺については少年の検挙人員に増加傾向が見られ、本年上半期は前年同時期比で2倍以上となっており、振り込め詐欺の検挙人員全体の約3割（29.1%）を占めるに至っている。

<p>公安委員会 説明資料No. 6</p>	<p>児童虐待防止対策に関する 関係閣僚会議における決定について</p>	<p>平成30年7月19日 少年課</p>
<p>1 経緯</p> <p>○ 本年3月に東京都目黒区で当時5歳の女児が虐待で死亡した事案を踏まえ、6月15日、「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」が開催され、内閣総理大臣から、子どもたちの命を守ることを第一に捉え、全ての行政機関があらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることについて指示。</p> <p>○ 関係府省庁連絡会議（局長級）の開催等、関係府省庁における検討を経て、7月20日の関係閣僚会議において、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を決定する予定。</p> <p>2 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策における警察の主な取組</p> <p>(1) 子どもの安全確認ができない場合の児童相談所による原則立入調査の実施及び必要に応じた警察への援助要請の実施</p> <p>(2) 児童相談所と警察との間の情報共有における基準の明確化</p> <p>(3) 児童相談所と警察の連携強化（合同研修等）</p> <p>(4) 協同面接（代表者聴取）の適切な実施と情報共有の推進</p> <p>3 今後の予定</p> <p>緊急総合対策決定後、厚生労働省をはじめ、関係府省庁が一丸となって対策に取り組む。財政的な措置が必要、制度的な対応が必要な事項については引き続き検討し、必要な措置を講じる。</p>		

1 基本計画の策定

本計画は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）に基づいて定め、3年ごとに見直しを行うもの。今般、有識者からなる「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」の提言を受けて、平成30年度からの第4次計画を「子ども・若者育成支援推進本部」において策定（予定）。

2 第3次計画からの見直しのポイント

(1) 法改正を踏まえたフィルタリングの更なる利用促進

携帯電話事業者等によるフィルタリング有効化措置義務等の実施徹底、利用者にとって使いやすいフィルタリングの実現に向けた取組

(2) 子供の低年齢期からの保護者、家庭への支援

低年齢層の子供の保護者に対するインターネットの安全利用啓発の推進、効果的な啓発手法の継続的検討

(3) SNS等に起因するトラブルや被害の抑止対策の推進

取締り、SNS事業者等による主体的な取組の支援、教育啓発、フィルタリング等の活用の総合的推進

3 警察における今後の対応

(1) SNS等の利用に起因した犯罪の取締り等

SNS等の利用に起因した児童買春・児童ポルノ等の犯罪の取締りの更なる推進、サイバーパトロールによる児童の保護等

(2) 事業者による協議会の活動支援等

「青少年ネット利用環境整備協議会」の主体的な取組の支援、「インターネット・ホットラインセンター」の活用による自殺誘引等情報の削除依頼等

(3) 関係機関・団体、事業者等と連携した対策の推進

学校等の関係機関・団体、事業者、サイバー防犯ボランティア等と連携した児童・保護者に対するSNS等の適切な利用に関する広報啓発や、フィルタリングの更なる利用促進

公安委員会 説明資料No. 8	平成30年7月豪雨に伴う警察措置等について	平成30年7月19日 警 備 課
<p>1 人的被害の状況（7月19日午前7時00分現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 死者等 223人（岐阜1、滋賀1、京都5、兵庫2、鳥取1、岡山61、広島112、山口3、愛媛26、高知3、福岡3、佐賀2、宮崎1、鹿児島2） ○ 行方不明者 14人（奈良1、岡山3、広島8、愛媛2） <p>2 警察災害派遣隊の派遣状況及び主な活動（7月19日現在）</p> <p>(1) 広域緊急援助隊（警備部隊） 39都府県警察 延べ7,745人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、広島県警察に第5次派遣中（岩手、宮城、秋田、山形、福島、愛知、滋賀、奈良、福岡） ・ 被災者の避難誘導、救出救助活動、行方不明者の捜索等を実施 <p>(2) 広域警察航空隊 22都府県警察 延べ190機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、岡山、広島及び愛媛県警察について13機を運用中 ・ ヘリテレ映像による被害情報収集、救助活動等を実施 <p>(3) 機動警察通信隊 東京都警察情報通信部及び府県情報通信部 延べ324人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、広島県警察に第5次派遣中（岩手、宮城、秋田、山形、福島、愛知、滋賀、奈良、福岡） ・ 被災現場のモバイル映像等伝送活動を実施 <p>(4) 特別自動車警ら部隊 15府県警察 延べ836人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、岡山及び広島県警察に派遣中（三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、山口、香川、福岡、長崎、大分） ・ 浸水被害地域を中心に、パトロール、避難所等の警戒、広報等活動を実施 <p>(5) 特別生活安全部隊 11府県警察 延べ236人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、岡山及び広島県警察に派遣中（滋賀、京都、奈良、和歌山、鳥取、島根、山口、福岡、大分） ・ 避難所を巡回し、相談・要望受理、防犯指導等活動を実施 <p>(6) 特別機動捜査部隊 6府県警察 延べ280人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、岡山及び広島県警察に派遣中（滋賀、大阪、奈良、和歌山、福岡） ・ 浸水被害地域を中心に、空き巣対策等犯罪の予防・検挙活動を実施 <p>(7) 特別交通部隊 7都府県警察 延べ96人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、岡山及び広島県警察に派遣中（警視庁、愛知、京都、大阪、徳島、香川、福岡） ・ 主要交差点4箇所サインカーを配置するなど、交通整理活動を実施 <p>3 被害情報収集活動</p> <p>関東管区警察局情報通信部は、岡山及び広島県において、無人航空機（ドローン）による被災現場の映像撮影・伝送を実施</p> <p>4 警察広報活動</p> <p>警察庁、岡山、広島及び愛媛県警察のウェブサイトにおいて、平成30年7月豪雨に係るトピックスをトップページに掲載するなど、広報活動を実施</p> <p>5 被災者の権利利益の満了日の延長措置を指定する国家公安委員会告示</p> <p>運転免許証の有効期間等を延長（本年11月30日まで）することを7月14日に告示</p>		